

令和7年度 茨城県第4採択地区第2回教科用図書選定協議会議事録

- 1 日 時 令和7年7月11日（金） 午後2時00分～
- 2 会 場 コミュニティセンター城里 3階 大会議室
- 3 内 容

<事務局>

それでは定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。要項に従いまして進めさせていただきますが、会に先立ちまして、本日の進め方について確認させていただきます。

本日の第2回選定協議会につきましては、特別支援学級用教科用図書の審議を行います。その後、諸連絡を行います。日程表の方で確認いただければと思います。それでは、「開会のことば」を本選定協議会副会長 笠間市教育委員会教育長 小沼 公道 様お願いいたします。

（笠間市教育委員会 小沼教育長）

～開会のことば～

<事務局>

ありがとうございました。

つづきまして、「教科用図書選定協議会会長あいさつ」 添田 智 会長お願いいたします。

<会長>

本日は、令和7年度 茨城県第4採択地区第2回教科用図書選定協議会の開催に当たりまして、委員の皆様には、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

始めに、6月25日に、各市町よりご推薦をいただきました、特別支援教育の調査委員5名にご出席をいただき、第1回目の調査部会を開催いたしました。その後、6月26日、6月27日と併せて3日間、終日にわたり、調査部会を開催していただきました。そして、部長さんを中心に、実に熱心に、慎重に、調査・研究を進めていただき、結果を資料にまとめていただきました。

本日は、この後、部長より、調査報告をいただき、委員の皆様には、質疑や審議、議決、採択理由書の検討をしていただきます。慎重なる協議のほどを、心よりお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

ありがとうございました。それでは採択についての審議・議決に移ります。

採択についての審議については、本選定協議会規約第9条によりまして、議事の進行は会長が行うこととなっております。添田会長、よろしくお願いいたします。

<会長>

それでは議事に入ります。議事の進め方ですが、今年度は特別支援教育の審議及び議決をしていきます。

議決までの流れですが、①調査部会からの報告、②調査部会への質疑、③審議・議決、④採択理由書の検討のように進めてまいります。

それでは、特別支援教育部会からの報告をいただきたいと存じます。

特別支援教育調査部長入室

<会長>

それでは、特別支援教育部会の調査報告をお願いします。

<特別支援教育調査部長>

それでは、特別支援教育調査部会からの報告をいたします。

A3判の調査報告書をもとに主に変更図書を中心に説明いたします。よろしくお願いいたします。

報告に入る前に、この特別支援学級教科用図書は、毎年選定を実施することとなっています。根拠となるのは、「学校教育法附則第9条」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「その施行令」となります。

特別支援学級で使用する教科用図書は、市町村教育委員会で種目ごとに複数採択します。

種目とは、教科用図書の教科ごとに分類された単位（教科用図書無償措置に関する法律）とありまして、結局のところ教科のことです。

また、検定教科書及び文科省著作の教科書の採択期間は、特別に事情がない限り4年となっております。小学校用教科書は令和6年度から採択され、中学校用教科書は令和7年度から採択されます。そのため、令和8年度の小学校は、令和6年度と同じもの、令和8年度の中学校は、令和7年度と同じものを選定することを基本とします。

ここで、文科省著作の「特別支援学校（知的障害）用教科書」は、☆の数により、使用する学年が基本的に決められていますので、それに従い選定しています。

では、調査結果報告書について説明いたします。

調査結果報告書をご覧ください。教科名の横に（ ）書きでA型とB型と入っているかと思っています。

A型は、障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象としています。B型は、障害の程度が比較的

重い児童生徒を対象としています。基本的には、A型は、検定教科書当該学年用及び検定教科書下学年用から主に選定しています。B型は、特別支援学校用文科省著作教科書及び一般図書から主に選定をしていますが、教科の特性や状況により検定教科書を選定する場合があります。一般図書は、書店で販売されている書籍のことです。学習内容ごとに選定していますので複数冊選定しています。

なお、選定にあたりましては、検定教科書及び文科省著作の教科書は、特別に事情がない限り、変更はありません。

一般図書に関しましては、昨年度選定したものをもとに、観点や児童生徒の障害の程度、実態に合っているものであるかや通常の学級との交流の状況などの点を十分に考慮し、実態等に即していれば変更なし、として選定いたしました。

しかしながら、一般図書に関しましては、絶版になってしまったり、在庫がなかったりして、令和8年度の供給が不可能なものが出てきますので、それに関しては、別の一般図書を調査し選定いたしました。

では、まず小学校教科用図書について報告いたします。

令和7年度と教科用図書が変更のない教科について、教科名を確認いたします。

国語・書写、算数、生活、音楽、図画工作、外国語、特別の教科道徳となります。

まず、社会について選定し直した使用教科書がありますので報告いたします。調査報告書の1枚目をご覧ください。B型の8番目の一般図書です。今年度まで使用していた「せかいのひとびと（評論社）」は、世界の人々の生活の姿が親しみやすい絵で表現されており、理解しやすいものでしたが、「地球一周！世界の国ぐに大図鑑（河出書房新社）」は最新のデータや豊富な写真で表現されており、世界の様子により興味や関心をもつことができるため、こちらを選定しました。2枚目をご覧ください。社会地図B型の一般図書です。今年度まで使用していた「楽しく学ぶ小学生の地図帳（帝国書院）」は、情報量の多さから児童が混乱する可能性があると思われるため除外しました。その代わりに、「いちばんわかりやすい小学生のための学習日本地図帳（成美堂出版）」と「いちばんわかりやすい小学生のための学習世界地図帳（成美堂出版）」を選定しました。最新の衛星写真と次ページの詳しい地図がリンクされており、都道府県ごとの名所や観光地、各国の自然や歴史的建築物、産業などが分かりやすくまとめられているため、3・4年に適していると思われます。

続きまして、理科について説明します。今年度まで使用していた一般図書の「図鑑 NEO〔新版〕星と星座 DVD 付（小学館）」と「子ども図鑑プレ NEO 楽しく遊ぶ学ぶ ふしぎの図鑑（小学館）」が供給不可能なため除外しました。代わりに、生き物や植物、人の体、宇宙、天気等幅広い分野にわたってイラストや写真で分かりやすく掲載されている「なぜなぜ？ふしぎ図鑑（チャイルド社）」を選定しました。

次に、家庭科について説明します。今年度まで使用していた一般図書の「子ども図鑑プレ NEO 楽しく遊ぶ学ぶせいかつの図鑑（小学館）」については、供給不可能なため除外しました。代わりに、学校での集団生活、友達づきあい、イベントのマナー、コミュニケーション、スマートフォ

ンのマナー、ルールなど最新の社会事情に合った実用的なマナーを身に付けることができる「絵で身につくはじめての子どもマナーずかん (STUDIO TAC CREATIVE)」を選定しました。

次に保健について説明します。5ページをご覧ください。3・4年に選定していた「こどものずかん Mio 9 ひとのからだ (ひかりのくに)」は、体の仕組みについて詳細に書かれているため、体の成長を学習する5・6年生の方が適していると思われ、変更しました。代わりに3・4年の一般図書として「からだのふしぎ けがとびょうきのナゾ」(世界文化社)」を選定しました。親しみやすいイラストが多く、身近な生活に即した病気やけがの対処法について分かりやすく書かれているため、3・4年に適していると思われます。

小学校教科用図書に関しての報告は、以上となります。

それでは、中学校教科用図書について報告いたします。

令和7年度と教科用図書で変更のない教科は、国語・書写、数学、音楽、美術、特別の教科道徳です。

まず、はじめに茨城県の「小・中学校等特別支援学級知的障害者用教科用図書の採択に関する参考資料」の基本型に準じて、社会の類型B型は、地理的分野、歴史的分野、公民的分野の3分野に細分化せず、社会B型として特別支援学校用文部科学省著作教科書を選定しました。理科、職業・家庭も基本型に準じて、一般図書ではなく、類型B型として特別支援学校用文部科学省著作教科書を選定しました。

続きまして、保健体育について説明します。今年度まで使用していた一般図書の「子ども図鑑 プレNEO げんきの図鑑 (小学館)」については、供給不可能なため除外しました。代わりに、「ひとりだち 2021年改訂版 (全国手をつなぐ育成会連合会)」を選定しました。食事、生活習慣、病気やけがの予防など心身の健康のために必要なことが掲載されており、日常生活の指導にも活用することができると思われます。

次に、外国語について説明します。今年度まで1年で選定していた「ARで英語が聞ける英語もののなまえ絵じてん (三省堂)」については、供給不可能なため除外しました。2・3年で選定していた「CD付ポケモンと英会話 (小学館)」は、文字が大きく、親しみやすいイラストで編成されており、日常会話で使いたくなる表現に絞られているため。1年生に適していると思われ、変更しました。また、日常よく使われる英単語や会話表現のCDが付いていて、楽しく発音しながら英語を身に付けることができる「はじめて英語図鑑 (Gakken)」を2・3年の一般図書として選定しました。

中学校教科用図書に関しての説明は以上となります。

全体的に見直しを図り、現在の教育事情を鑑みた選定を行いました。

最後になりますが、この場を借りまして、調査部員が協力して滞りなく調査を実施していただきました。誠に感謝の限りでございました。

また、ものすごい数の一般図書の在庫や絶版等の情報を事前に調査いただいた事務局の皆様も大変だったかと存じます。本当にありがとうございました。

以上で、令和8年度使用小中学校特別支援学級知的障害者用図書の第4採択区調査部会の報告を終わります。

よろしくご検討をお願いいたします。

<会長>

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。ご質問などあればお願いいたします。

<委員>

特別支援学級っていいますと子供たちの能力の差が比較的大きいかなというふうに思うんですけども、通常学級の教科書だと、QRコードで非常に内容が深く調べられたりとかっていうような配慮があると思うんですけども、例えば、最近の☆本あたりは、どういった配慮がされてるのでしょうか。

<特別支援教育調査部長>

例えばということよろしいですか。

国語の☆本を1から5までご覧下さい。☆の数少ないほど低学年です。

<委員>

☆本は、現在はそういったQRコードで内容を深化させたりとかっていうような配慮がまだなされていないってことで、最終的に子供たちの力に合わせたというふうに考えると、やっぱり教員が、子供に合わせた教材を作るっていうことも必要になってくるのかなっていうふうに思いました。

<特別支援教育調査部長>

☆の数が少ないほど、ご覧いただいている通り、まず、絵が大きくて、文字が少ないっていうのが各教科の共通になるかと思うんですが、☆が増えていくほど少しずつ文字が増えてきたり、文字の大きさも少し小さめになったりということで、その障害の程度に応じて使えるような配慮がされているんですが、最近のこのQRコードの利用ですとか、タブレットの利用に応じているかというところはまだ、されていないのかなというのが現実かと思います。

<会長>

よろしいですか。他に質問ございますか。

<委員>

何点か。

学年を変えてというお話があり、昨年までのものを、学年を変えてとか、いわゆる調査員の方

が、実際に使った上でのいろんな意見や集約した結果ということですか。

<特別支援教育調査部長>

実際使ってるというよりもその調査の日に話し合いをしまして、実際のところ、これを使うとしたらどうなのかっていう仮定のもとに今回は調査をさせていただきました。

現実、一般図書を使っている学校は少ないと思います。

今回、一般図書で学年を変えたというよりは、学校の中で、通常の教科書を学年を下げて、使っている学校の方が、今の時点では知的特別支援学級では多いように感じます。

<会長>

よろしいでしょうか。他にご意見ございますか。

それでは、質疑を終了します。

調査部長さんには短期間での調査、お疲れ様でした。

特別支援教育調査部長退室

<会長>

それでは、審議を開始します。

何かご意見ありますか。

それでは、報告のとおり決定します。続いて採択理由書について検討いたします。

採択理由書（案）配付

<会長>

何かご意見はございますか。

この採択理由書について何かご意見のある方は挙手をお願いいたします。

<委員>

表記上のことなんですけども。

3番の(1)(2)(3)は「児童生徒」、4番の(1)からは、「児童・生徒」で点が入ってるんですけど、統一したほう良いかと思います。あと、4の(3)は、「外国語」になってるんですけど、(6)の中学校の方は、「外国語（英語）」となっていて、わざと分けたのかどうか。

<会長>

まず、児童生徒については、全部、統一したほうがよろしいですね。

「児童生徒」にするのか「児童・生徒」にするのか。

<委員>

今は、「児童生徒」が多いですね。

<会長>

それでは、「児童生徒」に統一します。

もう1点、外国語の表記について、茨城県教育委員会で作った参考資料によると、小学校は、「外国語」、中学校は「外国語（英語）」となっています。ただし、県の資料でも表記が混在しています。事務局の方で、あとで確認しておいて下さい。

他にご意見ありますか。では、採択理由書はこちらで決定します。

次に、小中学校用教科用図書について確認をさせていただきます。

事務局より説明をお願いします

小中学校教科用図書選定結果（案）を配布

<事務局>

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令により、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、特に事情がない限り4年となっております。小学校用教科用図書は令和6年度、中学校用教科用図書は令和7年度からそれぞれ採択されており、現時点では特段の事情がないと思われますので、令和8年度は今年度と同じものを採択することとなります。

<会長>

ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

<委員>

異議なし

<会長>

それでは、（案）をお消しください。

続いて、採択結果及び理由等の公表について審議いたします。事務局より説明をいたします。

<事務局>

採択結果及び理由等の公表について説明いたします。公表について、規約の「第5章 議事録及び資料の公表」をご覧ください。情報開示については第14条のとおりでございます。公表に関しては、第15条に述べられているように、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択し

た理由、第12条の第2項の資料(調査報告書)、協議会の会議の議事録、以上4点となります。

この公表については、「当該教科用図書の種類」「当該教科用図書を採択した理由」はデータで各教育委員会に送付しホームページ上にアップロードしていただきます、「調査報告書」、「議事録」は事務局である城里町教育委員会でアップロードします。

また、「議事録」に関しては城里町で取りまとめた後、各教育委員会に確認をしていただき、公開したいと考えております。そのため、規約には「速やかに」とありますが「当該教科用図書の種類」等のアップロードより、遅くなることと思いますのでご了承いただけましたら幸いです。

以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

<会長>

事務局より公開について説明がありました。教科用図書の種類については、各教育委員会でアップをしていただきます。そして、資料、協議会の議事録については、事務局である城里町でアップいたします。そのようなことでよろしいでしょうか。

<委員>

異議なし

<会長>

それでは、第4採択地区の公表は、そのようにいたします。

次に、茨城県第4採択地区教科用図書選定協議会内規の改正について、審議します。事務局より説明ください。

<事務局>

6月13日の第1回選定協議会において、旅費が昨今のガソリン価格と比較して安いのではないかと指摘があり、近隣の共同採択地区の旅費の取扱いについて調査しました。

第1採択地区と第6採択地区は、1キロあたり28円で自宅から会場までの距離を計算し、支給しております。

第2採択地区は私たち第4採択地区と、同様に市内1,000円、市外1,500円を支給しております。

改定についてですが、

第1採択地区と第6採択地区と同様のキロ28円の計算をすると、コミュニティセンター城里から、町内で一番遠い七会小学校は往復24キロ、町外で一番遠い玉里学園義務教育学校で往復80キロです。それぞれ、672円と2,240円となります。

また、ガソリン価格から計算した場合、1リットル165円で、10km/Lの燃費の自動車の場合、玉里学園からの金額は、往復1,320円です。

いずれの場合も、調査部員の自宅からの距離を確認したり、金額が細かくなってしまい、両替・振込手数料など事務負担が大きくなります。

そのため、上記2点の間をとって、町外を2,000円に増額するものとし、町外の調査部員には2,000円を支給しました。予算の不足分は、予備費より流用します。また、町内の調査部員は1,000円で据え置きとします。

内規もその旨、令和7年6月13日付けで改正します。

説明は以上です。

<会長>

事務局より、旅費の改定について説明がありました。

本件については、6月13日の第1回協議会で改定を前提に検討すると事務局より申し出があり、また、委員の皆様にもご了承をいただいておりますので、すでに町外の調査部員には2,000円を支給しております。

異議はございませんか。

<委員>

異議なし

ありがとうございます。それでは、(案)を消して下さい。

以上で全ての審議を終了いたします。その他、何かありますでしょうか。

それでは、以上で議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

<事務局>

添田会長ありがとうございました。

それでは、事務局より要項にございます今後の予定について説明いたします。

各市町教育長様には、本日の結果を、各市町教育委員会へ御報告をお願いいたします。今回、選定されました教科用図書一覧表の電子データを、作成後に各市町の事務局様に電子メールで送信いたします。

議決内容につきましては、7月25日金曜日までに、各市町教育委員会から議決をいただきますようお願い申し上げます。なお、議決が済みましたら、採択教科用図書一覧表を事務担当者にお渡ししたいと存じます。

各市町の議決の報告でございますが、同じく25日金曜日までに、文書で報告願います。なお、文書による報告が遅れる場合は、城里町教育委員会学校教育グループ宛に、議決した旨、FAXにて連絡をいただければ幸いです。

最後に本日の資料ですが、教育長様のみ各市町教育委員会保管用として、お帰りの際にお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上となります。

それでは、「閉会のことば」を 本選定協議会副会長 小美玉市教育委員会教育長 羽鳥 文雄 様お願いいたします。

(小美玉市教育委員会 羽鳥教育長)

～閉会のことば～

閉会時間 午後2時45分